

# 福岡県公報

平成22年7月5日  
第3131号

## 目次

### 告示(第1105号 - 第1110号)

漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出	(漁業管理課)	1
飼料の試験結果の概要	(畜産課)	1
屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置することができない地域の指定	(公園街路課)	3
屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない地域の指定	(公園街路課)	3
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	4
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	4
公告		
意見募集の結果の公示	(教育庁文化財保護課)	4
公安委員会		
犯罪被害者等早期援助団体の代表者の変更	(警察本部警察安全相談課)	5
雑報		
平成22年度行政書士試験の実施	(市町村支援課)	5

## 告示

福岡県告示第1105号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号。以下「令」という。)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成22年7月5日から同年7月19日までの間縦覧に供する。

平成22年7月5日

福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住所	氏名		
行橋市大字長井599番地	片本 澄雄	長井	行橋市漁業協同組合
行橋市大字長井205番地3	宮崎久寿男		
行橋市大字長井207番地2	宮崎 清隆		

福岡県告示第1106号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号)第11条第4項の規定により、平成22年5月に収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

平成22年7月5日

福岡県知事 麻生 渡

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要( )内は表示成分									違反の内容
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	T D N %	M E kcal / kg	その他の検査 %	

門司飼料株式会社 門司工場  北九州市門司区小森 江1-3-1	同 左	協同飼料かがやき (肉用牛肥育用配合 飼料)	平成 22年 5月	(12.0) 12.7	(2.0) 3.6	(0.35) 0.45	(0.30) 0.55	(10.0) 5.5	(10.0) 4.2	(73.0) 74.1				
		協同飼料 ゴールデン大雛14S (大すう育成用配合 飼料)	平成 22年 5月	(14.0) 14.4	(2.0) 3.4	(0.45) 1.28	(0.40) 0.62	(6.0) 4.0	(9.0) 6.0		(2,750) 2,756			
		協同飼料 ママ7ハイスピリッ ト (ほ乳期子豚育成用 配合飼料)	平成 22年 5月	(21.0) 21.7	(4.0) 6.4	(0.70) 0.72	(0.60) 0.65	(2.0) 1.0	(8.5) 5.7	(85.5) 86.0				
伊藤忠飼料株式会社 門司工場  北九州市門司区田野 浦海岸15-86	同 左	イトーチュ ー レイヤー17M (成鶏飼育用配合飼 料)	平成 22年 5月	(17.0) 17.1	(3.0) 4.7	(2.80) 4.32	(0.45) 0.50	(5.0) 2.7	(15.0) 12.1		(2,800) 2,805			
		テイスティ 餌付ク ランブル (ブロイラー肥育前 期用配合飼料)	平成 22年 5月	(22.5) 23.3	(2.0) 7.4	(0.80) 1.21	(0.60) 0.69	(5.0) 3.2	(8.0) 6.0		(3,100) 3,107			
協同フィッシュミ ール工業株式会社 門司事業所門司工場  北九州市門司区浜町 8-17	同 左	60%フィッシュミ ール	平成 22年 5月	(60.0) 61.5	8.9				(23.0) 18.8					
石橋工業株式会社 福岡工場  福岡市中央区那の津 5-9-3	同 左	ミックス1号 (肉用牛肥育用二種 混合飼料)	平成 22年 5月	9.2	表 2.6	示	な	し 3.0	1.5			水分 12.5		
		粉碎とうもろこし 88 (とうもろこし、 ふすま二種混合飼 料)	平成 22年 5月	7.9	表 3.5	示	な	し 2.8	1.7			水分 14.7		

ジェイエイ北九州く みあい飼料株式会社 福岡工場  福岡市中央区那の津 5 - 2 - 14	同 左	くみあい配合飼料 はかた一番どり用仕 上 (プロイラー肥育後 期用配合飼料)	平成 22年 5月	(18.0) 18.8	(2.5) 7.3	(0.80) 1.08	(0.45) 0.55	(6.0) 2.8	(8.0) 4.9	(3,200) 3,213		
		くみあい配合飼料 S E W子豚ペレット (子豚育成用配合飼 料)	平成 22年 5月	(14.0) 14.7	(2.5) 3.1	(0.50) 0.64	(0.40) 0.47	(5.5) 3.1	(8.0) 3.8	(76.0) 76.1		
		くみあい配合飼料 S E W肉豚ペレット 雌 (肉豚肥育用配合 飼料)	平成 22年 5月	(13.0) 13.9	(2.5) 3.3	(0.50) 0.57	(0.40) 0.44	(6.5) 2.8	(7.0) 3.5	(77.0) 77.1		

福岡県告示第1107号

福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第4条第1項第7号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置することができない地域を次のとおり指定したので、同条例第30条の規定により告示し、平成22年10月1日から施行する。

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置することができない地域の指定（平成14年7月福岡県告示第1239号）は、平成22年9月30日限り廃止する。

平成22年7月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 九州縦貫自動車道及び九州横断自動車道から展望することができる地域で、これらの車道の路端から外側500メートル未満の地域（直近の国勢調査の結果による人口集中地区に係る部分を除く。）
- 2 山陽新幹線及び九州新幹線から展望することができる地域で、これらの線路端から外側500メートル未満の地域（次に掲げる部分を除く。）
  - イ 直近の国勢調査の結果による人口集中地区に係る部分
  - ロ 新幹線駅のホーム端から外側500メートル未満の部分
  - ハ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域に

係る部分

- ニ 福岡県屋外広告物条例施行規則（平成14年福岡県規則第55号）別表備考に規定する商工業地域に係る部分
- ホ イからニまでに掲げる部分の背後の部分

福岡県告示第1108号

福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第5条第1項第9号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない地域を次のとおり指定したので、同条例第30条の規定により告示し、平成22年10月1日から施行する。

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない地域の指定（平成14年7月福岡県告示第1240号）は、平成22年9月30日限り廃止する。

平成22年7月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 九州縦貫自動車道及び九州横断自動車道から展望することができる地域で、次のいずれかに該当する地域

イ これらの車道の路端から外側500メートル以上1,000メートル未満の地域  
ロ これらの車道の路端から外側500メートル未満の地域のうち直近の国勢調査の結果による人口集中地区に係る地域

2 山陽新幹線及び九州新幹線から展望することができる地域で、次のいずれかに該当する地域

イ これらの線路端から外側500メートル以上1,000メートル未満の地域  
ロ これらの線路端から外側500メートル未満の地域のうち、直近の国勢調査の結果による人口集中地区に係る地域、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域及び福岡県屋外広告物条例施行規則（平成14年福岡県規則第55号）別表備考に規定する商工業地域

ハ これらの線路端から外側500メートル未満の地域のうち、ロに掲げる地域の背後の地域

---

福岡県告示第1109号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
嘉麻市泉河内字城ヶ尾1708の14・字馬ノ瀬1717の10（以上2筆国有林）  
嘉麻市泉河内字城ヶ尾1708の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養

(3) 解除の理由  
道路用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所  
嘉麻市大力字下ノトリ1103の3・1104の3・1106の5・1126の4（以上4筆国有林）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

福岡県告示第1110号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 解除予定保安林の所在場所  
飯塚市山口字城山904の7（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

3 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで九州歴史資料館の使用料及び手数料に関する規則（平成22年福岡県規則第30号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県教育庁総務部文化財保護課に備え置きます。

平成22年7月5日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 意見を募集しなかった理由

九州歴史資料館の使用料及び手数料について新たに規定を設けるため、九州歴史資料館条例の一部を改正する条例（平成22年福岡県条例第12号）を制定したことに伴い、その使用料及び手数料に関する規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

平成22年6月30日

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第198号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定に基づき、犯罪被害者等早期援助団体である特定非営利活動法人福岡犯罪被害者支援センターから、次のとおり代表者の氏名の変更について届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成22年7月5日

福岡県公安委員会

## 1 変更に係る事項

代表者氏名	
変更前	変更後
理事長 内川 昭司	理事長 林 幹男

## 2 変更した年月日

平成22年7月1日

## 雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された平成22年度行政書士試験を次のように実施する。

平成22年7月5日

財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 木 寺 久

## 1 試験期日

平成22年11月14日（日） 午後1時から午後4時まで

## 2 試験場所

福岡市東区和白東3丁目30番1号 福岡工業大学

## 3 試験の科目及び方法

## (1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成22年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

## (2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式については、40字程度で記述するものを出题する。

## 4 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成22年8月2日（月）から9月3日（金）まで

イ 受付機関及び申込方法

（財）行政書士試験研究センター（以下「センター」という。）

受験願書と一緒に配布する封筒（あて先は印刷済み。）により簡易書留郵便で郵送すること。9月3日の消印があるものまで受け付ける。

## ウ 受験手数料

7,000円

納付方法については、試験案内に記載された方法による。

## エ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

## 郵送配布

## 配布期間

平成22年8月2日(月)から8月27日(金)まで

郵送を希望する者は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角形2号(A4サイズ用紙が折らずに入る大きさ))を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして次のあて先まで郵便で請求すること(8月27日必着のこと)。

〒100-8779 郵便事業(株) 銀座支店留

(財)行政書士試験研究センター

## 窓口配布

## 配布期間

平成22年8月2日(月)から9月3日(金)まで(次の配布場所のうち、福岡県行政書士会を除く配布場所においては土曜及び日曜を除き、福岡県行政書士会においては土曜、日曜及び8月13日(金)を除く。)

## 配布場所

- ・ 県民情報センター、福岡県企画・地域振興部市町村支援課、北九州県民情報コーナー、筑豊県民情報コーナー、筑後県民情報コーナー及び京築県民情報コーナー(配布時間は午前8時30分から午後5時15分まで。)
- ・ 福岡県行政書士会(配布時間は午前9時から午後5時まで。)

## (2) インターネットによる受験申込み

## ア 受験申込画面への入力

センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

## イ 受験手数料の払込み

受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義の

ものに限る。)による決済のみとする。

利用できるクレジットカード

VISA・Master・UC

いったん払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

## ウ 受付期間

平成22年8月2日(月)午前9時から8月31日(火)午後5時まで

この出願システムは、8月31日(火)午後5時で終了する。接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。

最終日(8月31日)は混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

## 5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある者については、必要な措置(点字試験を含む。)を講ずることがあるので、受験申込みに先立ち、必ずセンターに相談すること。

## 6 合格発表の日時及び方法

## (1) 合格発表の日時

平成23年1月24日(月)午前9時

## (2) 合格発表の方法

センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、センターホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載する。

## 7 その他

受験手続その他の問い合わせは、センター(電話(03)5251-5600)に対して行うこと。